

## 公益社団法人日本ホッケー協会マスターズ部会規約

(名称)

第1条 本会の名称は公益社団法人日本ホッケー協会マスターズ部会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長の定める場所に置く。

(目的)

第3条 生涯スポーツとしてホッケーを楽しむ男女マスターズ世代へ幅広いホッケー活動の機会を創生することにより、ホッケー競技の発展とマスターズ世代の健康増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 マスターズ世代のホッケー競技の普及を図ること。
- 2 マスターズ世代競技者の人口を拡大すること。
- 3 マスターズ世代のホッケー競技力を高めること。
- 4 ホッケー愛好者の親睦を深めること。
- 5 全日本マスターズホッケー大会（6人制）の運営企画を開催地と共に行う。
- 6 日本マスターズホッケー大会（11人制）の実施に関すること。
- 7 年代に応じたマスターズ日本代表チームを結成し、国際大会に出場する。
- 8 日本開催予定のグランドマスターズホッケー大会の計画を立案し、実行委員会を設置する。

(登録)

第5条 チーム・選手・役員は日本ホッケー協会及び都道府県ホッケー協会に登録すること。

(会員)

第6条 日本ホッケー協会登録規程のマスターズ種別に登録した者が、会員となることができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 若干名 |
| (3) 専務理事 | 1名  |
| (4) 常務理事 | 5名  |

(役員を選任)

第8条 役員は、日本ホッケー協会総務委員会、日本グランドマスターズホッケー協会、マスターズ部会地方ブロック部会の推薦により選出され、役員会で承認された者とする。

- 2 会長・副会長は、役員の互選とする。

(監事)

第9条 監事は、会長が指名する。

(任期)

第10条 役員、監事の任期は2年とする。

(役員会及び任務)

第11条 役員会は年2回以上開催するものとする。

- 2 役員が欠席の場合は、書面による出席、他の役員への委任出席も認めるものとする。
- 3 役員会は、役員の過半数以上の出席で成立し、出席役員の過半数をもって決議する。

4 役員会はメール会議もできるものとする。

5 役員会の任務は、部会の目的を達成する為の基本方針等戦略を立案するものとする。

(委員会)

第12条 必要に応じて、普及事業本部、専門業務委員会等、委員会・部会を設置することができるものとする。

(全国マスターズ会議)

第13条 全国マスターズ会議は、年1回開催し、全日本マスターズ大会に合わせ開催する。

2 この会議は、部会の予算・決算・事業計画等を会員に報告する会議とする。

3 この会議は、会員の意見を聞き、今後の部会活動の方針を確認する会議とする。

4 会員は全国マスターズ会議に出席できるものとする。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(本規約に定めのない事項)

第15条 この規約に定めのない事項については、役員会において協議する。

(規約改正)

第16条 この規約の改正は、役員会の決議による。

付 則

この規約は2018年4月1日より施行する。